別記様式（第7条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宇美町長　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　不利益処分決定通知書

あなたに対し、次のとおり処分を決定したので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　根拠規定 |  |
| ２　処分内容 |  |
| ３　処分理由 |  |

（教示）

１　異議申立てについて

　　この処分について不服がある場合は、この処分があることを知った日の翌日から起算して６０日以内に宇美町長に対して異議申立てをすることができます。

　　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

２　取消訴訟について

　　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、宇美町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において宇美町を代表する者は、宇美町長です。

　　ただし、この処分があったことを知った日（１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。